

第 19 号議案

亀岡市総合農政計画審議会条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市総合農政計画審議会条例（昭和46年亀岡市条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市総合農政計画審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市総合農政計画審議会条例（昭和46年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、市議会議員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市総合農政計画審議会条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 委員の構成から市議会議員を除くこと。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。